62 森林病害虫等の森林被害対策

【1, 180(1,026)百万円】

- 対策のポイント

森林病害虫や野生鳥獣等による森林被害対策をはじめ、多様で健全な森 林環境の保全のための施策を推進します。

く背景/課題>

- ・病虫害等による森林被害の拡大を防止するためには、伐倒駆除や抵抗性品種の植 栽に向けた苗木の安定供給などを推進することが必要です。
- ・シカ等野生鳥獣により深刻化する森林生態系等への被害を軽減するため、広域的 な野生鳥獣被害対策を推進する必要があります。
- ・さらに、近年、森林の世界遺産としての価値保全や、水資源の安定確保など水問題に対する関心が高まっています。

政策目標

- 〇保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微害」に抑制(毎年度)
- 〇森林・林業基本計画等に基づき、多様で健全な森林環境の保全を図り、 森林の有する多面的機能の促進。

<主な内容>

1. 森林病害虫等被害対策事業

(1)森林害虫駆除事業委託 197(197)百万円

東北地方における松くい虫被害の拡大の未然防止、佐渡におけるトキの営巣 木等の保全を図るため、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等や、薬剤防除 自然環境等影響調査を実施します。また、ナラ枯れ被害防除技術の確立に資する よう被害対策の効果調査を実施します。

> 《 委託費 委託費 委託先:都道府県 』

(2) 森林病害虫等防除損失補償金

2(2)百万円

農林水産大臣の命令を受けて**伐倒を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額**及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

(補助率:10/10 事業実施主体:国)

(3) 森林病害虫等防除事業費補助金

677(677)百万円

(ア)被害拡大地域対策事業(松くい虫防除)

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している**高緯度・高標高地域** 等における松くい虫防除対策を実施します。

(イ)環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺の環境に配慮した、環境に対する負荷の小さい防除対策を実施します。

(ウ) 政令指定病害虫等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するため の防除対策並びにナラ枯れ被害対策の防除措置として被害木の破砕による処理及びカシノナガキクイムシの誘引捕殺等を実施します。

補助率:(1)1/2、(2)1/2、(3)1/2(のねずみは北海道3/8それ以外1/3) 事業実施主体:都道府県、市町村等 2. 森林鳥獣被害対策技術高度化実証事業 [新規] 150(一)百万円 森林生態系の保全と併せて地域の農林業被害の軽減を図るため、森林管理局・署 が、農業被害対策を進めている地域協議会等と連携し、国有林内において有害鳥獣 の効率的・効果的な捕獲対策を実施するために必要な植生被害調査等を実施しま す。

また、国有林内にモデル地域を設定し、地域の農林業関係者等と連携を図りながら、シャープシューティング等様々な技術を効果的に組み合わせた新たな対策の実証を行うとともに、事業を通じた人材育成や事業成果の全国への普及等を実施します。

「事業実施主体:国]

※ (「シャープシューティング」とは)

野生のシカを一時的に餌付けした上で銃器によって捕獲する方法であり、一定水準以上の技量を有する射手、動物の行動をコントロールするための給餌、警戒心の強い個体の出現予防への配慮等の体制を備えることが必須である。

- 3. 森林環境保全総合対策事業
 - (1)世界遺産の森林生態系保全管理の推進 61(21)百万円 我が国の世界自然遺産地域及びその候補地において、森林生態系の保全管理 に必要な調査等を実施します。特に、「小笠原諸島」において、兄島へのグリ ーンアノールの侵入を受け、低密度管理・根絶に向けた対策を検証する上で必 要な種間相互作用の把握・変化予測等のための調査を新たに実施します。
 - (2) スギ・ヒノキ花粉の飛散予測等の推進 20(17)百万円 スギの花粉飛散量予測の精度向上を図るためのスギ雄花着花状況調査を実施 します。また、ヒノキ花粉発生量の推定のための実証調査を実施します。
 - (3)森林再生に向けた優良種苗供給の促進 33(35)百万円 抵抗性の強いマツ等優良種苗の生産や広葉樹の種苗生産・流通の取組等を実施するとともに、造林木の生育環境への適応性の評価を実施します。
 - (4) 健全な水循環と森林に関する情報戦略の推進[新規] 4 (一) 百万円 洪水の緩和等の森林の有する水源涵養機能や森林の適正な整備・保全等の水 と森林に関する我が国の知見を活用し、世界水フォーラムなど国際的な水問題 の論議の場での森林への理解の醸成と国際貢献を戦略的に推進します。

補助率:定額 事業実施主体:民間団体

お問い合わせ先:本野庁研究指導課(03-3502-1063)1の事業林野庁研究指導課(03-3502-1063)2の事業林野庁経営企画課(03-6744-2322)3(1)、(2)林野庁森林利用課(03-3501-3845)3(3)の事業林野庁整備課 (03-3591-5893)3(4)の事業林野庁治山課 (03-6744-2309)